

■ 入院時生活療養標準 負担額(居住費)の金額 が見直されます

- 療養病床に入院したときの居住費が、平成29年10月から見直されます。

【平成29年9月まで】

区分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき 320円
厚生労働大臣の定める者 (指定難病患者を除く)	1日につき 0円
指定難病患者	1日につき 0円
老齢福祉年金受給者	1日につき 0円

【平成29年10月から】

区分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき 370円
厚生労働大臣の定める者 (指定難病患者を除く)	1日につき 200円
指定難病患者	1日につき 0円
老齢福祉年金受給者	1日につき 0円

■ 高額療養費の自己負担限度額が見直しされます

- 高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月から次のとおり見直されます。

区分		1か月の自己負担限度額 (※1)	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み 所得者	外来 〔個人単位〕	44,400円	57,600円
	外来+入院 〔世帯単位〕	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円(※2)	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円(※2)
一般	外来 〔個人単位〕	12,000円	14,000円(※3)
	外来+入院 〔世帯単位〕	44,400円	57,600円(※4)
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	外来 〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院 〔世帯単位〕	24,600円
	区分Ⅰ	外来 〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院 〔世帯単位〕	15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方(障害認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 多数該当(過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額は44,400円です。

※3 1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

※4 一般区分においても多数該当(※2)が設定されます。

とうやこケアネットワーク講演会

安心して暮らし続ける町になるために

2月19日、「とうやこケアネットワーク講演会」(同ネットワーク、洞爺湖町主催)が、洞爺湖万世閣ホテルレイクサイドテラスで開かれました。

町民や医療、介護、福祉、保健の専門職員ら約190人が参加して、健康づくりや在宅医療について学びました。

はじめに「若返るための食の知識」と題する講演が、洞爺温泉病院栄養課長の相馬梨沙管理栄養士を講師に迎え行われました。

相馬さんは「加齢にともなって、筋肉量と筋力が減少。それを補うためには、食事ごとにしっかりタンパク質をとることが大切です。食が細くなりたくさん食べることができなくなってきた場合には、ゆで卵などを間食として食べ、タンパク質不足を補うことが大切です。若返りのカギはタンパク質にあります」と話しました。

引き続き『帰りた』という望みが叶う地域



若返るための知識を学ぶ参加者たち

をテーマに、聖ヶ丘サテライトクリニック院長岡本拓也さんら3人が事例報告を行いました。

岡本さんは、住みたい場所で最後まで安心して暮らせる町づくりの観点から、胆振西部地域で唯一の在宅療養支援診療所となっている同病院での活動を報告し『帰りた』と思った時に望みを叶える地域になろう」と訴えました。

交流会では、住みたいと望む場所で生活を送り続けるための方策について話し合いました。